

北杜市立中学校再編整備の方向性

令和6年3月

北杜市立中学校再編整備検討委員会

《 目 次 》

1	再編整備の背景	2
	(1) 生徒数の推移	
	(2) 中学校の小規模化	
	(3) 小規模化の課題	
	(4) 北杜市立中学校の現状	
	(5) 学校規模適正化の目的	
2	北杜市立小中学校適正規模等の検討の概要	6
	(1) これまでの検討経過	
	(2) 検討結果の概要	
	《1》 中学校の適正規模化に向けた考え得る選択肢	
	《2》 考え得る選択肢の教育環境向上の方向性	
	《3》 適正規模化にあたり考慮する視点	
	《4》 持続的な行財政運営の観点	
	(3) 本委員会での検討結果の概要	
	《1》 中学校再編整備検討委員会の検討内容	
	《2》 中学校再編整備の基本的な考え方、留意点	
3	北杜市立中学校の再編整備の方針	16
	(1) 基本事項	
	(2) 再編整備にあたっての具体的な方向性	
	(3) 新設校の配置	
	(4) 今後の予定	
4	新設市立中学校の目指す姿	18
	(1) 学校規模の改善	
	(2) 生徒の教育環境の改善	
	(3) 学校の教育指導環境の改善	
	(4) 地域との協働関係を生かした学校づくりの推進	
	(5) 「原っぱ教育」を中核とした「北杜市の学校教育」の推進	
	(6) 時代に即した魅力ある学校施設・設備の充実	

1 再編整備の背景

(1) 生徒数の推移

全国的な少子化の進行により、年少人口（0歳～14歳）の減少が著しく、令和2年国勢調査で1,503万人（総人口に占める割合は、2015年と比べると、12.6%から11.9%に低下）という結果である。また、今後の「将来推計人口」においても、令和2年（2020）の11.9%から減少を続け、令和8年（2026）に10.9%（1,335万人）、令和16年（2034）に10.0%（1,177万人）となった後、令和35年（2053）には1,000万人を割り込み、令和52年（2070）には9.2%（797万人）となると推計されている。

本市の中学校の生徒数で見ると、平成15年度の約1,500人が平成24年度に約1,200人、平成30年度には1,000人を下回っている。今後、中学校の学区別の生徒数は、令和10年度に約900人、令和16年度には約650人であることが現時点で推定される人数となっている。

これまでの市内中学校の生徒数は、毎年5月1日を基準日としたとき、下表のようになる。

市内中学校における生徒数の推移（単位：人）

中学校名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
明野中	129	141	135	140	127	131	123	119	114	117	112	115	113	107	97	81
須玉中	192	195	170	172	161	165	149	149	146	139	119	100	101	112	113	117
高根中	306	283	278	276	274	272	245	240	242	252	260	228	212	200	214	215
長坂中	275	262	237	226	208	217	193	202	190	200	191	190	177	179	173	168
泉中	116	124	122	123	122	124	103	95	99	96	100	102	117	117	108	104
小淵沢中	156	168	147	157	144	138	133	139	142	148	137	137	161	169	173	154
白州中	102	110	91	98	88	94	80	78	70	71	64	61	61	64	55	61
武川中	97	92	94	81	83	76	74	77	76	75	68	61	55	55	50	55
学年別計	1373	1375	1274	1273	1207	1217	1100	1099	1079	1098	1051	994	997	1003	983	955

令和4年10月1日を基準日として、住民基本台帳に登録されている未就学児から中学3年生までの中学校の学区ごとの児童生徒数は下表の通りになる。

今後の中学校学区別の生徒数の推移（単位：人）

※私立の学校等に通学している児童生徒も含む。

令和4年度	1	2	3	4	5	6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
想定される	令和16年度			令和13年度			令和10年度			令和7年度			令和4年度		
中学生の数	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3
明野中 学区	17	16	21	13	23	24	30	25	29	38	39	32	27	30	34
須玉中 学区	30	27	31	41	37	29	29	38	18	41	29	51	41	40	43
高根中 学区	36	43	32	53	56	54	62	85	78	61	69	81	72	76	66
長坂中 学区	38	47	53	49	37	56	62	55	57	62	67	51	58	62	70
泉中 学区	32	24	31	30	37	38	37	41	37	32	36	60	52	38	40
小淵沢中 学区	19	21	25	25	36	23	44	29	45	47	48	41	59	70	49
白州中 学区	16	15	14	16	15	16	13	17	16	27	22	16	25	18	25
武川中 学区	17	17	22	21	20	22	24	14	17	11	12	25	23	17	21
学年別計	205	210	229	248	261	262	301	304	297	319	322	357	357	351	348
3学年生徒数	644			771			902			998			1056		

※現在、小淵沢中 学区には、AAの生徒が各学年約20名ずつ在籍している。（網掛けの部分）

(2) 中学校の小規模化

中学校の学校規模については、学校教育法施行規則第79条（第41条準用）において次のとおりとなっている。

中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

したがって、法令上、学校規模の標準は学級数により設定され、学年4～6学級とされているが、地域の実態等、特別の事情があるときは考慮するよう弾力的なものとなっている。現在の北杜市内の中学校は、特別支援学級を除くと国の基準ですべての学校で2学級以内であり、半数の4校は1学級（単級）の小規模校となっている。

学校規模の標準を下回る場合の対応について、文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、次のように示されている。

【3学級：クラス替えができない規模の場合】（学年：単級）

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

(3) 小規模化の課題

文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、一般に、学級数が少ないことによるデメリットとして、下記のような学校運営上の課題が挙げられている。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

(4) 北杜市立中学校の現状

令和4年10月時点において、北杜市に住所を有する中学生の生徒数は1,001名（AAを除く）であり、この生徒数を基準としたとき、

- ① 市内中学生徒数は、6年後の令和10年度に約90%、12年後の令和16年度に約64%になることが想定される。（下表参照）
- ② 学校ごとの学年学級数は、12年後の令和16年度には単級となる学校が6校、その内3校が学年生徒数20人以下、他の2校においても単級に近づくことが想定される。（P6表参照）

今後、転入による生徒数の増加も想定されるが、現状を踏まえた課題への対応を計画的に進める必要がある。

学区別 3学年ごとの生徒数の推移（単位：人）

推 移	令和16年度			令和13年度			令和10年度			令和7年度			令和4年度		
	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3
明野中 学区	54			60			84			109			91		
須玉中 学区	88			107			85			121			124		
高根中 学区	111			163			225			211			214		
長坂中 学区	138			142			174			180			190		
泉 中 学区	87			105			115			128			130		
小淵沢中 学区	65			84			118			136			123		
白州中 学区	45			47			46			65			68		
武川中 学区	56			63			55			48			61		
3学年計	644			771			902			998			1001		

※小淵沢中 学区のAAの生徒数は除いている。

学区別 3学年ごとの生徒数の増減率（令和4年度基準）

増減率	令和16年度			令和13年度			令和10年度			令和7年度			令和4年度		
	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3
明野中 学区	59%			66%			92%			120%			100%		
須玉中 学区	71%			86%			69%			98%			100%		
高根中 学区	52%			76%			105%			99%			100%		
長坂中 学区	73%			75%			92%			95%			100%		
泉 中 学区	67%			81%			88%			98%			100%		
小淵沢中 学区	53%			68%			96%			111%			100%		
白州中 学区	66%			69%			68%			96%			100%		
武川中 学区	92%			103%			90%			79%			100%		
3学年増減率	64%			77%			90%			100%			100%		

学区別 生徒数及び学級数の推移

令和4年度	1	2	3	4	5	6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
想定される 中学生の数	令和16年度			令和13年度			令和10年度			令和7年度			令和4年度		
	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3
明野中 学区	17	16	21	13	23	24	30	25	29	38	39	32	27	30	34
学級数	国基準	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	県基準														
須玉中 学区	30	27	31	41	37	29	29	38	18	41	29	51	41	40	43
学級数	国基準	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	2	1
	県基準														
高根中 学区	36	43	32	53	56	54	62	85	78	61	69	81	72	76	66
学級数	国基準	1	2	1	2	2	2	2	3	2	2	2	3	2	2
	県基準								3				3	3	
長坂中 学区	38	47	53	49	37	56	62	55	57	62	67	51	58	62	70
学級数	国基準	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	県基準														
泉中 学区	32	24	31	30	37	38	37	41	37	32	36	60	52	38	40
学級数	国基準	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	1	1
	県基準														
小淵沢中 学区	19	21	25	25	36	23	44	29	45	47	48	41	59	70	49
学級数	国基準	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2
	県基準														
白州中 学区	16	15	14	16	15	16	13	17	16	27	22	16	25	18	25
学級数	国基準	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	県基準														
武川中 学区	17	17	22	21	20	22	24	14	17	11	12	25	23	17	21
学級数	国基準	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	県基準														
学年別計	205	210	229	248	261	262	301	304	297	319	322	357	357	351	348

(5) 学校規模適正化の目的

学校規模の適正化の検討は、生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うものであり、そのためには、学校の果たす役割を再確認する必要がある。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になり、そうした教育を行うためには、一定の規模の生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられる。このようなことを踏まえた上で、学校規模の適正化を検討していく必要がある。

2 北杜市立小中学校適正規模等の検討の概要

(1) これまでの検討経過

北杜市は、平成 16 年 11 月に旧 7 町村が合併し、18 年 3 月には小淵沢町が合併し、現在の北杜市が誕生した。

翌年、平成 19 年 12 月に「より良い教育環境」、「充実した学校教育の実現」を目指し「北杜市立小・中学校 適正規模等審議会」が設置され、平成 21 年 3 月に「答申」が出された。

その答申に基づき、平成 22 年 5 月に「市立小・中学校適正配置実施計画」を策定し、その後、小学校においては、計画に沿いながら、平成 24 年 4 月に須玉地区の増富小学校を須玉小学校に統合し、平成 25 年 4 月には長坂地区の日野春小、長坂小、秋田商、小泉小の 4 校を統合し、新たに長坂小学校が開校した。また、平成 27 年 5 月に「高根地区小学校統合計画」を策定し、平成 31 年 4 月に高根東小、高根北小、高根清里小の 3 校を統合し、新たに高根東小学校が開校した。

一方、中学校においては、平成 26 年 2 月に市内中学校の小規模化に伴う、集団生活、学校運営、教職員の配置、部活動の活性化などの課題解決を目指し、生徒数に重点を置いた適正規模、早い時期の統合のために既存学校施設の有効活用などを基本とした、市内中学校 8 校を 4 校に統合する内容で、「北杜市立中学校統合計画（案）」（4 校案）が公表された。

その後、旧町村ごとに開催した説明会や意見聴取会などを通じて、統合の組合せにおいては地域間の歴史的・文化的つながりや地理的要因など地域性を考慮する必要があることや、通学の距離や時間、手段など通学に関する課題、中学校が地域からなくなってしまうと地域が衰退するのではないかという不安など様々な意見が寄せられた。これらの意見を総合的に踏まえた結果、統合の組み合わせについて合意が得られていないことが認められ、「北杜市立中学校統合計画（案）」による 4 校案の推進をすることは難しいという結論に至った。

その後も年々子どもたちの人数が減少する状況の中、中学校の小規模化、学級規模の大小の偏在、人口減少社会における持続可能な学校経営等の課題から、令和元年 8 月に「北杜市立小中学校適正規模等審議会」を再設置し、審議会や各地区でのワークショップ等を開催し、水平か垂直かという 2 案にまとめるのではなく、双方の課題についてそれぞれの立場から意見を出すという形で収束し、その結果、両論併記という形で垂直・水平の 2 案の方向性を明確にし、その 2 つを組み合わせた方向性も加え、令和 4 年 3 月に中学校の適正規模化に向けた考え得る選択肢として、「3 つの案」が提言された。

(2) 検討結果の概要

《1》中学校の適正規模化に向けた考え得る選択肢（適正規模等審議会 答申）

- (ア) 小学校・中学校の垂直統合
- (イ) 中学校のみの水平統合（2～1 校程度）
- (ウ) 垂直統合と水平統合との組み合わせ

《2》考え得る選択肢の教育環境向上の方向性（適正規模等審議会 答申）

① 垂直統合の場合

〈教員最大化+中学校連携+小中連携・一貫教育〉

- ・学校数を維持し、市内に配置される教員数を最大化させ、中学校同士の連携により、合同授業、合同行事や教員研修等を行い、生徒間・教員間の交流機会を確保しながら市全体の教育の質を向上させる。
- ・9年間を通じた教育課程を編成し、少人数のきめ細かで安定的な教育環境を提供することで、一人ひとりの子どもたちが主体的・積極的に学習に取り組む機会を保障するとともに小中ギャップ等の課題に対応する。また、今後導入が進められる小学校における教科担任制に円滑に移行できる。

〈地域学習+中学校連携〉

- ・身近な地域コミュニティと連携した地域別の学びとその成果の全市的な共有により、多様な地域について学ぶとともに、全市単位の学びを組み合わせ、郷土を愛し、多様な価値観や人間関係の中で未来を切り拓く人材を育成する。

〈他校との合同部活動〉

- ・合同部活動により、部活動（文化部・運動部）の選択肢を増やし、チーム編成可能な体制を構築し、他校の生徒との日常的な対面交流や多様な生徒が活躍できる場を提供する。

② 水平統合（2～1校程度）の場合

〈クラス替え可能な学校規模+少人数指導の導入〉

- ・クラス替えが可能な学校規模の中で、新たな人間関係の形成や社会を生き抜く力を育成する。
- ・市単補助教員等の集約により、「ティーム・ティーチング、習熟度別学習」等の少人数指導など、きめ細かい指導体制を構築する。

〈校内部活動の充実〉

- ・同一校での部活動の選択肢を増やし、チーム編成可能な体制を構築し、多様な生徒の活躍の場を提供する。

③ 垂直統合と水平統合の場合

〈地域で選択（垂直・水平）+正規教員確保+中学校連携〉

- ・地域ごとの価値観に合わせて、理想の中学校を選択・作り上げることができる（垂直統合または水平統合）。
- ・市全体で全教科の正規職員を確保しつつ、中学校同士の連携により、合同授業や教員研修等を行い、市全体の教育の質を向上させる。

〈地域学習+中学校連携〉

- ・地域別の学びと、全市単位の学びを組み合わせ、郷土を愛し、多様な価値観や人間関係の中で未来を切り拓く人材を育成する。

〈状況に合わせて部活動を実施〉

- ・合同部活動、同一校における部活動の2つのパターンで選択肢を増やし、チーム編成可能な体制を構築する。

《3》適正規模化にあたり考慮する視点

① 市の教育ビジョンとの関連付け

- ・子どもたちのより良い学校教育環境という視点でこれからの学校のあり方を考える際は、市の教育ビジョンと関連付けて検討する必要がある。
- ・具体的には、少子化による児童生徒の減少に伴い統合を検討するといった理由だけでなく、適正規模化の検討を市が目指す子ども像や子どもたちに新しく求められている学力観、多様な能力を育むための機会として捉え、学校教育環境の向上を図っていくことが求められる。

② 市民への情報提供や意見聴取

- ・適正規模化の検討の状況等については、市ホームページや広報等を通じて広く周知することで、市民の関心を高め、理解を深めながら進める必要がある。
- ・市民説明会やアンケートの実施等により、市民の意向を聴取する機会を設け、適正規模化の検討に反映できる環境を作ることが求められる。

③ 学校の特色ある教育活動や伝統の継承

- ・統合までに各校で実施していた特色ある教育活動や、伝統的な文化学習活動については、新しい学校においても継続して取組めるよう、その継承方法等について検討を行う必要がある。

④ 地域ごとの考え方への配慮

- ・第2回ワークショップにおいて地域ごとの優先度をつけた結果、5地区が水平統合2校を最優先とし、2地区が垂直統合及び水平統合1～2校がほぼ同数、1地区が垂直統合を最優先としたことへの配慮が求められる。

⑤ 北杜市全体としての納得度の確保

- ・地域ごとの考え方に配慮しながら、北杜市全体としての納得度を確保するため、垂直統合・水平統合・組み合わせの「教育環境の向上の方向性」を適切に確保し、地域間の不公平感を減らしていくことも求められる。

《4》持続的な行財政運営の観点（新・行政改革大綱）

行革の柱1 「公共施設保有量の最適化」

○ 市内中学校においては

2～4校での統合・再編（甲陵中除く）

- ① 令和7年度で合併特例事業債が終了することにより安定的な歳入確保が難しくなる中で、歳出においても、社会保障費や公共施設の維持管理・更新経費の増加が見込まれる。
- ② 北杜市は、公共施設の保有量が県内でも突出した規模であり、維持管理費と更新投資が多大な財政負担となることで、現在のサービス水準の維持が困難となることが懸念される。
- ③ 組織体制の見直し、業務効率化・市民サービス向上、受益と負担のあり方を含む歳出全般にわたる経費縮減と市民ニーズを的確に反映した経営資源の「選択と集中」を進める必要がある。

(3) 本委員会での検討結果の概要

《1》中学校再編整備検討委員会の検討内容

□ 第1回会議

- (1) 北杜市立中学校再編整備検討委員会設置要綱について
- (2) 中学校適正規模等審議会からの答申について
- (3) 新行政改革大綱について
- (4) 北杜市の学校教育について

□ 第2回会議

- (1) 北杜市の「中学校の現状」について
 - ① 小規模校に関わる「中学校の現状」について
 - ② 北杜市の「学校教育の目指す方向」について
- (2) 「適正規模審議会の提言」の内容について
 - ① 垂直統合、水平統合、組合せ統合の3案について
 - ② 3案のメリット、デメリット、改善方法について

□ 第3回会議

- (1) 第2回検討委員会で検討された内容の振り返り
- (2) 垂直統合を基本とした場合の生徒数、学級数、教員数の状況
- (3) 水平統合を基本とした場合の校数別の生徒数、学級数、教員数の状況
- (4) 水平統合を基本とした場合の通学距離のイメージについて

□ 第4回会議

- (1) 検討委員会での主な意見・内容の確認
- (2) 検討委員会における基本的な方向性

□ 第5回会議

- (1) これまでの経緯と検討内容について
- (2) 市内小中学校説明会での質問・意見集約の状況について

□ 第6回会議

- (1) 中学校再編整備に関わり検討する視点について
- (2) 「生徒の教育環境」の視点
- (3) 「学校の教育指導」の視点
- (4) 「生徒の通学」に関わる視点
- (5) 「学校と地域の関わり」の視点
- (6) 「学校施設・設備」の視点
- (7) 「移住される方」への視点

□ 第7回会議

- (1) 地域説明会、成人者へのアンケートの状況について
- (2) 北杜市立中学校再編整備の方向性について

《2》中学校再編整備の基本的な考え方、留意点

市内中学校8校（甲陵中を除く）すべてが小規模校であり、そのよさも踏まえる中で、小規模校での課題を改善し、よりよい学校教育環境とするための再編整備の方向性として、市内中学校の統合が望ましいと意見集約された。

①「生徒の教育環境」の視点 ○：目指す内容 □：配慮する内容

(ア)「生徒の人間関係に関わる環境」を整える。

- 複数の小学校から進学することにより、「リセットする」「継続する」を選択できる環境
- 「新たに人間関係を広げる」「より多様な個性と出会う」機会ができる環境
- 進級に伴うクラス替えにより、「人間関係の固定化を解消」できる環境
- 入学の際、新たな人間関係を築くストレスに対応した支援や配慮が望まれる。

(イ)「生徒の学級・学習集団に関わる環境」を整える。

- 学年複数の学級編成ができる規模により、「21人～35人の範囲での学級編成」となる環境
- 学習内容によっては、「学級を超えた学年集団」としての広がりのある学習が行える環境
- 複数の学級による「学年組織活動」が行える環境

(ウ)「地域移行も踏まえ、生徒の部活動に関わる環境」を整える。

- これまで多くの学校で実施してきた部活動の中から「希望する活動を選択」できる環境
- 多様な個性、技能を持つ「多くの生徒との関わり」を持ちながら活動できる環境

②「学校の教育指導」の視点

(ア)「教員の教科指導・生徒指導に関わる環境」を整える。

- 教員配置が少なくても15～19名程度となることを目指し、「全教科への配置」、「主要教科への複数配置」が可能となり、最低限の指導体制が整えられる環境
- 全教科の教員配置により日常的な教科指導を通して、「生徒の個性に応じた指導」ができる環境
- 教科担当が複数であることにより、多人数学級を2クラスに分けての授業、複数教員のティーム・ティーチングによる授業など、「生徒の実態に応じた指導体制」が工夫できる環境
- 多様な教員との関わり、組織的な生徒指導など「生徒の個性に応じた指導」ができる環境
- 教員同士が日常的に学び合う機会が持て、研修が深められ、「資質の向上」が図られる環境

(イ)「学校行事、生徒会行事等に関わる環境」を整える。

- 新しい人間関係や複数の学級構成により、多様な見方・考え方の中で互いに認め合い、刺激し合い高め合える環境
- 生徒数が多くなることにより個々の個性が埋没することがないような関わり合い、個に応じた指導・支援が望まれる。

《視点①》《視点②》を踏まえ、

「水平統合による学年3～4学級程度が実現できる学校規模」に統合することが望ましい。

この水平統合に関わり、留意する点として以下の視点が挙げられる。

③「生徒の通学」に関わる視点

◎「現状を踏まえ、生徒の負担を考慮し、安全・安心に配慮した通学環境」に努める。

【現状について】

- 通学手段は、徒歩、自転車、公共交通、送迎、スクールバスであり、その割合は、徒歩が33%、自転車34%、公共交通・送迎・S Bが32%となっている。
- 公共交通やS Bを利用している学校は、4校（須玉中、高根中、長坂中、泉中）である。
- 通学距離については徒歩か自転車での場合、2 km以内が51%、4 km以内が90%、6 km以内が96%である。6 kmを超える生徒は、主に他学区から通学している。
- S Bや公共交通を利用している場合、10 km以内が92%、ほぼすべての生徒が16km 以内（30分程度以内）の距離の中に含まれている。
- 通学時間については自宅を出て学校に着くまでの時間で、30分以内が90%、45分以内が99%、60分以内がほぼすべてである。

【通学距離、通学時間に関わる考え方】

本市の現状及び「公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（文科省）を踏まえ、今後の中学校の統合にあたり、通学距離・通学時間について、以下を基本的な考え方とする。

(1) 通学距離に関わる考え方

徒歩や自転車による通学距離としては、中学校で6 km以内という基準をおおよその原則とし、これを超える場合には公共交通機関、スクールバス等の導入を検討する。

ただし、地理的状況、地域の実情、生徒の実態や安全の確保等に応じて必要と判断される場合においては必要な措置を行う。

(2) 通学時間に関わる考え方

適切な交通手段のもとに、通学時間においては「おおむね1時間以内」を原則とする。ただし、個々の実情があることに配慮した上で、生徒の安全の確保、生徒の負担軽減が図られるよう必要な措置を行う。

【スクールバスの導入にあたっての配慮事項】

本市の現状及び保護者説明会等で出された要望や意見を踏まえ、スクールバスを導入する際、以下の項目を基本的な留意事項とする。

- 生徒の通学距離、通学時間に対応した導入
- 運行ルート的高低差、道路状況に応じた検討
- スクールバス運行に関わる安全性の十分な確保
- 停留所の適切な配置と安全性の確保
- 部活動等に対応した運行への配慮
- 降雪時、大雪に対する道路整備等の安全性の確保 など

④「学校と地域との関わり」の視点

◎「地域と協働関係を生かした学校づくり」に努める。

【現状について】

(1) 北杜市の「子供と地域」の関わり

北杜市の子供たちは、小学生の頃から地域の大人に見守られ、地域社会の育成会等の子供と関わる組織のもとに、子どもクラブ等に所属している子がほとんどであった。しかし、近年子供の数の減少により、子供クラブを休会としている地区が増加、また、子供クラブに所属しない子どもも増加してきている。

現状においては、約7割の子供が子どもクラブ等に所属し、地域の子供たちが小学生から中学生まで、地域行事を通して異学年が交流するとともに、地域活動に参加し、活動をしてきている。このことは、小学生や中学生が地域とつながり、関わる基礎となり、地域社会への意識を高めていくことの大きな要因になっていると考えられる。

また、地域に伝わる伝統芸能等に親の理解のもと、子供たちが意欲的に参加している状況は、地域と子供たちをつなぎ、地域理解を深める大切な要因の一つとなっている。

(2) 「中学校と地域」の関わりの現状

□学校運営協議会（CS）や地域学校協働活動等における関わり

保護者や地域住民が学校運営に参加、学校と地域の方が目標や課題を共有し、教育方針や教育活動に関わり、実態やニーズに応じた支援等を行ってきている。市内中学校においては令和3年度から導入、令和5年度から全中学校で実施している。

具体的な活動としては、授業を参観し学校の状況を知っていただくこと、学園祭などの行事活動や各種学習会等における参観や講師、指導者としての支援、また、学習支援や環境整備、安全防災などの各部会を設け、具体的な協力をいただいている。

□「原っぱ教育 北杜學」の推進における関わり

総合的な学習における地域学習において、各資料館や遺跡等の訪問、登山、講師を招いて地域の文化・芸能や郷土食の学習、地域の先人の業績を知るなどの活動を通して、学区の町を含め広く北杜市全体を対象に探求的な学習や体験的な学習を行っている。

□各学校における授業、行事活動等での関わり

読書ボランティアやゲストティーチャーとして地域の方に、授業へ参加・協力して頂いたり、職場体験学習や職業講話、福祉講話、スキー教室等への協力を頂いたり、また、学区の特色ある地域教材に協力を得ながら、計画的に取り組んでいる学校もある。

□その他

地域の祭りや体育祭、駅伝などへの参加、また、地域の文化祭等で発表の場を設けて頂き、吹奏楽部や太鼓愛好会が地域に出向いていくこともある。また、地域の美化活動として、多くの学校で通学路をはじめ、学校周辺や地域の環境美化活動に取り組んでいる状況もある。

【対応の方向性】

(1) 統合により学区が広がることによる「学校と地域の関わり」

義務教育段階の特に小学校時代は、地域の人々に見守られ、声をかけられ関わりながら、地域を肌で感じ、身をもって体験、経験することがとても重要であり、この時代の五感を通しての学びは、これから生きていく上での基礎となる力を養ってくれると考える。顔や姿、形が分かる身近な人や物との関わり、それらを活用した学びの重要性を今後も重視していく必要がある。

一方、中学校は、過去には複数の地域、小学校から入学し、地域の広がり、交友関係の広がりの中で学んできた経緯がある。しかし、現在は小学校からそのまま中学校へという地域がほとんどであり、以前のような学びの広がりを持つてなくなってしまった。

水平統合することにより、歩いて通える身近な学校ではなくなるかもしれないが、同じ北杜市であり共通の風土、地域性の中での学び合う仲間の広がり、地域の広がり、中学生に新たな関わりや学びの環境を与えることになり、その可能性を広げることになる。

また、地域はこれまでの我が町の意識を広げ、我が市の視点で学校と関わり、学校とつながる意識を持つことにより、地域同士の関わりやつながりもこれまで以上に発展し、強くなっていくと考える。

中学校の統合により、地域から学校がなくなるのではなく、新たな関わり、関係性の中学校が生まれることになる。ましてやこれまでの地域から中学生がいなくなることはなく、中学生はこれまでも、これからも地域と共にあり、地域と関わりながら学び、生きていく。

□ 学校運営協議会（CS）や地域学校協働活動等における関わり

これまでの各学校の実績を受け継ぎ、継承・発展させていくことになる。学区が広がることに伴い、これまで以上に、学校運営協議会等の必要性が増し、役割が重視されることになる。また、これまでの地域の概念を広げ、中学校区、北杜市を単位として、各地区との関わりを重視していく必要がある。

□ 「原っぱ教育 北杜學」の推進

学区が広がることにより北杜市全体を地域として捉え、「北杜學」を通じて地域を学び、地域への愛着と誇りを持つて活動を進めていく。そのことは、各地区のよさを再認識し、住んでいる地区の理解を深めることにもつながる。また、複数の地区から中学生が集まることにより、これまで以上に他の地区を身近に感じ、広い視野で地域を捉え、学ぶ機会が生まれる。

□ 各学校における授業、行事活動等での関わり

各学校のこれまで取り組んできたことを精査しながらも、これまでの関わりによさを受け継ぎ、地域の広がりをもっと多方面からの協力と支援へと活かし、学習の機会の多様性へとつなげる。また、学校で行われる諸活動は、地域の広がりに対応した活動になるよう配慮していく必要がある。

⑤「学校施設・設備」の視点

◎改築、新築は、これから求められる時代に即した教育環境を整備する機会とする。

【現状について】

北杜市の現在の各中学校の校舎等の状況は以下のようになっている。

		建設	大規模 改修	耐震 改修	築年数 (R5)	現在の 普通教室	各学年4クラスの 受入校とする場合
明野中	校舎 教室	H17			18	8	築年数が比較的浅く、敷地面積も広い ため、校舎は増築を検討。プールは 築年数が古く現在使用できないため、 建替えを検討。
	校舎 特別	H8			27		
	体育館	H10			25		
須玉中	校舎 ※	S45	H3	H12	53	8	築53年が経過、現状は学年2クラスが 限度、校舎の建替えを検討。プールも 築49年が経過、現在使用できないため、 建替えを検討。
	体育館	H18			17		
高根中	校舎 ※	S63			35	13	現状、学年3クラスまでは収容可能、 校舎は増築を検討。ただし、校地面積が 小さいため、用地を大きく広げる必要が ある。
	体育館	H1			34		
長坂中	校舎	H16			19	9	築年数が比較的浅く、現状で学年3 クラスまでは収容可能、校舎は増築を 検討。ただし、校地を広げられるかが 懸念点である。
	体育館	H16			19		
泉中	校舎 ※	S53	H4,H 14	H14	45	6	築45年が経過、現状は学年1クラスが 限度、校舎は建替えを検討。校地面積が 小さいため、用地を大きく広げる必要が ある。
	体育館	H14			21		
小淵沢中	校舎	H19			16	6	築年数が比較的浅いため、校舎は増 築を検討。ただし、校地を広げられる かが懸念点である。
	体育館	H19			16		
白州中	校舎 ※	S54	H13	H13	44	7	築44年が経過、現状は学年1クラスが 限度、校舎の建替えを検討。校地面積が 小さいため、用地を広げる必要が ある。
	体育館	S55		H12	43		
武川中	校舎 ※	S54	H12	H12	44	6	築44年が経過、現状は学年1クラスが 限度、校舎は建替えを検討。校地を 広げられるかが懸念点である。
	体育館	S55	H19	H19	43		

※印は、長寿命化改修、または改築が必要な校舎

具体的な状況（校舎）

- ・水平統合で学年4学級を想定した場合、通常学級12、特別支援学級3、支援教室等2、合計17教室程度の普通教室が必要となり、既存の校舎はそのままでは利用できず、増築もしくは新築の必要性がある。
- ・須玉中(築年数53)、泉中(45)、白州中(44)、武川中(44)、高根中(35)の校舎がそれぞれ長寿命化改修または改築が必要な校舎の対象となっている。
- ・統合による改築、新築は、これから求められる時代に即した教育環境を整備する機会となる。

⑥「移住される方」への視点

◎ 北杜市に移住を考えている方の立場で考える。

これから移住先を検討する際、北杜市の自然環境は大きな魅力であると思われるが、子育て環境、教育環境なども選択の重要な要素であると考えられる。そのことを踏まえ、以前からこの地に住んでいる方と同様に、小学校とは異なる中学校の教育環境について理解していただくとともに、通学方法等については今後の対応等を説明していく。

■ 移住を検討されている方へ伝え、理解していただきたいこと

- ① 小学校については、ほぼ単級の小規模での教育体制であり、身近な地域との関わりを生かした教育活動、地域の方に見守られた教育環境が大きな魅力である。
- ② 中学校については、現状一つの小学校から一つの中学校に進学している状況の中で、成長段階に応じた交友関係や学びの広がり、教育環境を充実させるために、現在、統合の検討をしている。
- ③ 統合に際しては、通学距離が長くなることが想定されるが、スクールバスなどの通学手段が考えられている。

3 北杜市立中学校の再編整備の方針

(1) 基本事項

- ① 中学校の再編整備にあたっては、市内中学校の現状、中学生という発達段階、北杜市の状況等を勘案し、「中学校の教育環境を整えること」を基本として進めていく。
- ② 教育環境を整える主な視点を以下の事項とし、地域の広がり、交友関係の広がり、指導者の充実等のもとに、北杜市の特色を生かした「魅力ある学校づくり」を目指す。

「生徒の教育環境」を整える。

- 生徒の人間関係に関わる環境を整える。
- 学級・学習集団に関わる環境を整える
- 地域移行も踏まえた生徒の部活動に関わる環境を整える。

「学校の教育指導の環境」を整える。

- 教員の教科指導・生徒指導、組織的な指導に関わる環境を整える。
- 学校行事、生徒会行事等に関わる環境を整える。

- ③ 中学校の再編整備にあたって、次の事項に十分留意し、計画を立て、保護者等関係者への説明に努める。

- 生徒の負担等を考慮し、安全・安心に配慮した通学環境を整える。
- 地域と協働関係を生かした学校づくりに努める。
- 時代に即した魅力ある学校施設・設備の充実に努める。

- ④ 学校教育法施行令においては、各市町村の設置する学校が2校以上ある場合には、就学すべき学校を指定しなければならないこととされ、学校ごとの学区を設けることとなっている。このことから、学区については、現状の行政区単位で組み込むこと、また小学校までの継続性から小学校の学区を単位として組み込むことを原則とする。
- ⑤ 複数校の統合の場合は、当該校をいずれも廃止し、統合校を新設校として設置することとする。
- ⑥ 新設校の設置にあたっては、既存の施設を活用することが原則となるが、施設状況、規模等により、増改築または新規建築とする。またその際は、生徒の教育環境として相応しい魅力ある施設・設備とする。

(2) 再編整備にあたっての具体的な方向性

- ① 生徒の教育環境の視点から適正な学級数として、学年3～4学級、全校9～12学級程度が実現できる規模の学校を目指し、今後「新設校2校」を基本として調査、検討を進める。
- ② 通学距離、通学時間を考慮したスクールバス、公共交通等の通学手段を検討する。
- ③ 学区は、小学校区及び行政区単位を原則とするが、各地区の実情を考慮し検討する。
- ④ 校舎、体育館、校庭等が適切に配置できる敷地面積を有し、時代に即した魅力ある教育環境の整備を検討する。

(3) 新設校の配置

教育環境を踏まえた適正規模化が実現できる学校規模、通学距離等を考慮した上で、新設校2校を基本とし、学区を定めた後、既存の敷地等の活用も検討しながら、環境、通学距離、安全等を総合的に検討し、新しい中学校の設置場所を調査、検討し提示する。

(4) 今後の予定

具体的な再編整備の時期については、今後の調査、検討を基に新設校2校を基本とした学区、設置場所等を含めた整備案を作成し、関係者への説明、意見集約を経て、整備計画として示す。

4 新設市立中学校の目指す姿

(1) 学校規模の改善

学年3～4学級、全校9～12学級程度が実現できる規模の学校を目指し、ここに特別支援学級が加わる。

(参考：標準的な学校規模 学年4～6学級、全校12～18学級)

(2) 生徒の教育環境の改善

① 人間関係に関わる環境

- ・複数の小学校から入学し、新しい人間関係づくりの機会をつくる。
- ・交友関係が広がり多様な個性と出会い、交流を広げる機会をつくる。
- ・進級時のクラス替えにより、人間関係の固定化を解消した再出発の機会をつくる。

② 学級・学習集団に関わる環境

- ・学級規模を県のはぐくみプランにより「21人～35人の範囲での学級生徒数」とする。
- ・学習内容に応じて、複数学級や学年集団として学習を行う。
- ・学年に複数の学級があることによる学年組織活動を行う。

③ 地域移行を踏まえた部活動に関わる環境

- ・現在、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、地域の活動として行うことを目指し、令和5年度以降、段階的な地域移行を図ることが検討されている。そのことも踏まえた上で、部活動の環境を整える。
- ・これまで市内で実施されてきた部活動において、希望する部活動を選択できるようにする。例えば、運動部では、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、(ソフト)テニス、卓球、剣道、柔道、陸上、スケート、スキーなど。また、文化部では、吹奏楽部、美術部などである。ただし、施設、希望者、顧問などの関係から必ず設置されるということではない。

(3) 学校の教育指導環境の改善

- 教頭を除いた教員は、全校の学級数により次のように配置される。

学級数	··	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	··
教員数	··	9	11	13	14	16	17	18	19	21	22	24	25	26	··

- 教科ごとの教員配置数は次のような例が想定される。(各校の状況によって異なる)

	国	社	数	理	音	美	保	技	家	英	計
9学級	2	2	2	2	1	1	2			2	14
10学級	2	2	2	2	1	1	2	1		3	16
11学級	3	2	2	2	1	1	2	1		3	17
12学級	3	2	3	2	1	1	2	1		3	18
13学級	3	2	3	3	1	1	2	1		3	19
14学級	3	3	3	3	1	1	2	1	1	3	21

※週当たりの授業時数による一般的な例として、教員の配置数を表のようにしてあるが、複数免許の保持状

況や学校の体制等、また、学校の状況によって県から加配教員が配置される場合があり、配置の仕方は各学校の状況によって異なる。このことから、無配置となっている欄も配置できないということではない。

① 教科指導、生徒指導に関わる環境

- ・ 教頭を除いた教員配置が少なくとも14～18名程度となることにより、「全教科への教員配置(学校の状況による)」「主要教科への複数配置」とし、教科指導體制を整える。
- ・ 技能教科への教員の配置により、生徒個々の特性に応じた日常的な指導が行える。
- ・ 主要教科への複数教員の配置により、習熟の程度に応じた「学級を2クラスに分けての少人数指導」「個に応じた指導のためのTT指導(ティーム・ティーチング)」など生徒の実態に応じた組織的な指導が実施できる。
- ・ 多様な教員との関わり、教職員の組織的な生徒指導など生徒の個性や多様性に応じた指導を行うことができる。
- ・ 教員の資質の向上に関わり、教科担当が複数であることにより教員自身が日常的に学び合い、研修が深められ、それが生徒の指導内容、指導方法へと活かされる。

② 学校行事、生徒会行事に関わる環境

- ・ 広い人間関係や複数の学級構成により、多様な見方・考え方の中で認め合い、刺激し合い高め合える環境をつくる。

(4) 地域との協働関係を生かした学校づくりの推進

～「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的な推進～

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を通じて、学校と地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域と一体となって学校づくりを進めていく。

- ① 学校として目指すべき教育の在り方、課題等を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていく。
- ② 教育目標や教育課程の編成方針の共有、地域住民や保護者から学校教育活動の成果や課題を聴き取り、改善の参考とする。
- ③ 学区の広がりを活かし、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、北杜市全体で生徒の学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指して学校と地域がパートナーとして連携・協働し、活動を推進していく。
- ④ 活動内容として「学校に対する協力支援活動」「学習支援活動」「郷土学習・地域課題解決型学習への支援」「地域行事、イベント、ボランティア活動等への参画」「放課後子ども教室」「家庭教育支援活動」などの活動を推進していく。

地域によっては、再編整備に伴い歩いて通える身近な学校ではなくなるかもしれないが、学区の広がりや地域の広がりとなり、中学生という発達段階において、新たな交友関係や学びの環境を広げ、成長の可能性の広がりにつながる。

また、これまでの地域にとって学区の広がりや、北杜市としての視点で学校との関わり、意識を持つことになり、地域同士の横の関わりやつながりもこれまで以上に強くなっていくことになると思う。

新設校の設置は、新たな関わり、関係性の中学校が生まれることとなり、これまでの地域の

学校への支援を基盤とし、新たな連携・協働のもとに活動を推進していく契機としていく。

(5) 「原っぱ教育」を中核とした「北杜市の学校教育」の推進

中学校の学区の広がりにより、北杜市全体を学びのフィールド（原っぱ）として、さらに「原っぱ教育」を推進し、主体的な学び、豊かな感性、思いやる心、郷土を愛する心などを育む教育を推進していく。

① 北杜市の自然や地域資源を活かした体験的活動、探究的活動の推進（北杜學の推進）

北杜市の自然や様々な地域の資源を「ひと・もの・こと」（北杜學）として、学校教育に取り入れ、体験的な活動、探究的な活動を通して、児童生徒の確かな学力、豊かな感性、主体的に学ぶ姿勢、人を思いやる心、郷土を愛する心などを育む。また、その教育活動を推進していくためにもコミュニティ・スクールを活かしながら、学校教育の柱である教育課程を地域や社会とつなげ、社会に開かれた学校教育を展開していく。

生活に根ざした実感を伴った課題や学びの経験は、確かな学力につながり、それは、北杜を愛する心、自分の未来を切り拓く力を身に付けていくことになる。

② 豊かな国際感覚を育てる教育の推進

社会の急速なグローバル化の進展の中で、異文化に対する理解や※異文化コミュニケーションはますます重要になってきている。その際に、国際共通語である英語力の向上は不可欠であり、児童生徒のコミュニケーションの幅や見方・考え方を広げ、将来的な可能性を広げることもつながることから、豊かな国際感覚を身に付けた人材を育てる教育を小学校、中学校の連携を図る中で推進していく。

※異文化コミュニケーションとは、外国人との交流にとどまらず、性別をはじめ、年齢や職業、出身地や社会的地位など、自分自身とは違った価値観や環境の方と、言葉のやり取りやボディーランゲージを行うこと

③ 情報活用能力を育てる教育の推進

時代の変化は激しく、情報技術の変革も大きく進んできている。その中で、これからの生きていく子どもたちには、「知・徳・体」をバランスよく育むことを基本とし、課題や目的に応じて様々な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、解決に導く課題解決能力、それを適切に表現し、発信・伝達するなどの情報活用の実践力を身に付けることが望まれている。

世の中のIT化に対応した情報教育の重要性はますます増しており、GIGAスクール構想の進展に伴い、ICT教育の充実を進め、情報活用能力、プログラミング的思考を身に付ける教育を推進していく。

④ 豊かな人間性と社会性を育む教育の推進

今日の子どもたちは、少子化、情報化等の社会の変化により、人との関わりや実体験が不足している状況にあり、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱っている状況がみられる。

このような状況の中で、道徳教育を推進することにより、他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など児童生徒の豊かな心を育むこと、また、特別活動等の充実により、正しく他者を理解する、適切に自分自身を理解するなど、活動や関わりを通して、実践的な力を身に付ける教育を推進していく。

(6) 時代に即した魅力ある学校施設・設備の充実

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(文科省 R4. 3. 30) において示されたこれからの学校施設に求められる姿の趣旨を生かした学校環境の充実に努める。

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿 (ビジョン)

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する。

「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点(柔軟性)をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点(可変性)をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方 【5つの姿の方向性】

【学び】 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

- 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場(ラウンジ)、映像編集空間(スタジオ)の整備

【生活】 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- 居場所となる温かみのあるリビング空間(小教室・コーナー、室内への木材利用)
- 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

【共創】 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【安全】 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

【環境】 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進に

より、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
→環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進